

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 の検討結果について

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

1. 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

【目的】

利用者や保険者等の意見・要望を踏まえ、新たな種目・種類の取り入れや、拡充等の検討のため、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を開催する。

【メンバー構成】

学識経験者、実務者、自治体の職員、事業者関係団体等

【検討事項】

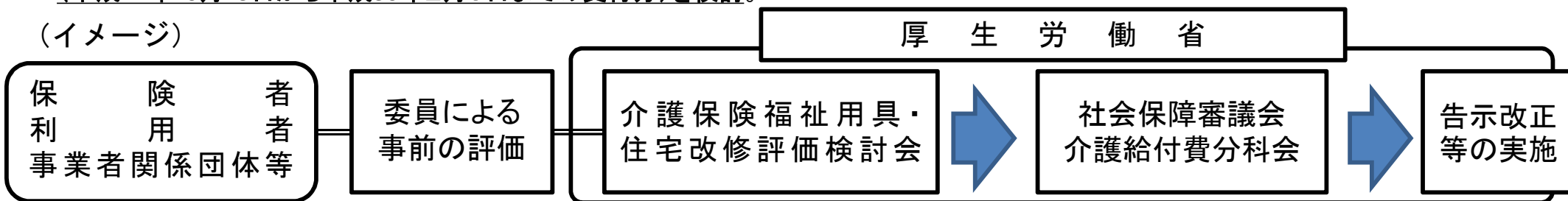
- ・介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の新たな種目・種類の追加や拡充についての妥当性や内容に関すること。
- ・その他、介護保険の福祉用具・住宅改修に関すること。

【検討の流れ】

- ① 福祉用具・住宅改修の種目・種類の追加や拡充の要望について調査を実施。
- ② ①において収集した要望について、メンバーによる「介護保険における福祉用具の範囲の考え方」、「介護保険における住宅改修の範囲の考え方」に基づいた事前の評価を踏まえ、新たな追加種目・種類について議論。

※ 要望は随時受付。平成30年2月26日に開催した介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会では、福祉用具19件、住宅改修4件の要望内容（平成27年10月23日から平成30年2月9日までの受付分）を検討。

(イメージ)



2. 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 構成員

(順不同・敬称略)

氏 名	所 属・役 職	氏 名	所 属・役 職
石田 光広	稲城市 副市長	杉野 みどり	名古屋市健康福祉局高齢福祉部 部長
伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問	助川 未枝保	一般社団法人日本介護支援専門員協会 地域包括支援センター一部会長
井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 部長	鈴木 恵子	ボランティアグループすずの会 代表
久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 事務局長	藤江 正克	早稲田大学 名誉教授
五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長	山内 繁	NPO法人支援技術開発機構 理事長
相良 二郎	神戸芸術工科大学 教授	渡邊 慎一	一般社団法人日本作業療法士協会 制度対策部福祉用具対策委員長

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会における福祉用具の検討概要

要望内容	概要
片麻痺者用四輪歩行器	片麻痺者に特化した形状で歩行速度を上げることが可能な歩行器
認知症老人徘徊感知機器(2件)	発信機を所持する徘徊者らの搜索・発見を支援する機器
立ち座りサポート機能付チェア	立ち座りサポート機能やトレーニング機能(骨盤ほぐし等)等を有するチェア
歩行転倒時の外傷防止エアバッグ	転倒時の衝撃緩和を目的としたエアバッグ
介護者用腰痛予防ベルト	介助時に十分な姿勢を確保し、介助者の腰の負担を軽減させるベルト
服薬支援機器(2件)	プログラムされたタイミングで薬を排出する機器
動作支援グローブ	手を握る等に必要となる動作をサポートする機器
排尿感知機器(3件)	排尿時のおむつの汚れを自動的に感知し、通報する機器
排尿予測機器	膀胱内の尿量を測定し、排泄のタイミングを通報する機器
緊急時外部通報機器	ベッド上の状況や心拍等の情報を緊急時等に介助者等に通報する機器
転倒時の衝撃緩和機器	天井に移動用レールを設置し、転倒時の衝撃を緩和する機器
外部通信付電動車いす(2件)	外部通信機能を活用し、メンテナンスや居場所の通知を行う車いす
履物	細かなサイズ構成で足に合わせることにより足腰の負担を軽減する履物
嚥下機器	センサーにより嚥下の状態を可視化する機器



【検討結果】

・要介護者ではない者も使用する一般の生活用品であること、医療の観点から使用するものである等の理由のほか、有効性や安全性の検証が十分ではない等の理由から、いずれの要望も給付対象外とした。

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会における住宅改修の検討概要

要望内容	概要
滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	「転倒時の衝撃緩和機器」をつり下げるために天井に移動用レールを設置する改修工事
引き戸等への扉の取替え	認知症者高齢者が扉に気付きやすくするために間口を拡大する改修工事
便座の取替え	座った状態で排泄介助を行うために開口部が広がった便座への取替え
壁の解体と造作	便器の位置や向きの変更に付帯する壁の解体と造作の改修工事



【検討結果】

・小規模な改修工事とは言えない等の理由から、いずれの要望も給付対象外とした。

(参考1) 介護保険における福祉用具

【制度の概要】

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としている。

【 厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている 】

対象種目

【福祉用具貸与】<原則>

- ・ 車いす(付属品含む)
- ・ 特殊寝台(付属品含む)
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 手すり
- ・ スロープ
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助つえ
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト(つり具の部分を除く)
- ・ 自動排泄処理装置

【福祉用具販売】<例外>

- ・ 腰掛便座
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部
- ・ 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具の部分

【給付制度の概要】

① 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

② 販売種目(原則年間10万円を限度)

貸与になじまない性質のもの(他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの)は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

③ 現に要した費用

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとしている。

(参考2) 介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋(平成10年8月24日))

介護保険制度における福祉用具の範囲

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの(例えば、平ベッド等は対象外)
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの(例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
- 4 在宅で使用するもの(例えば、特殊浴槽等は対象外)
- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの(例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの(一般的に低い価格のものは対象外)
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの(例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
 1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの(入浴・排泄関連用具)
 2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの(つり上げ式リフトのつり具)

(参考3) 介護保険制度における住宅改修

1 住宅改修の概要

要介護者等が、自宅に手すりを取付ける等の住宅改修を行おうとするとき（＊）は、必要な書類（住宅改修が必要な理由書等）を添えて、申請書を提出し、工事完成後、領収書等の費用発生の実情がわかる書類等を提出することにより、実際の住宅改修費の9割相当額が償還払いで支給される。

なお、支給額は、支給限度基準額（20万円）の9割（18万円）が上限となる。

（＊）やむを得ない事情がある場合には、工事完成後に申請することができる。

2 住宅改修の種類

- （1）手すりの取付け
- （2）段差の解消
- （3）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- （4）引き戸等への扉の取替え
- （5）洋式便器等への便器の取替え
- （6）その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

3 支給限度基準額

20万円

- ・ 要支援、要介護区分にかかわらず定額
- ・ ひとり生涯20万円までの支給限度基準額だが、要介護状態区分が重くなったとき（3段階上昇時）、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定される。

(参考4) 介護保険制度における住宅改修の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋(H10.8.24))

介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方

- 1 在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。
- 2 一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

介護給付の対象とする住宅改修の範囲設定の考え方

- 1 いくつかの既存調査から住宅改修の実例をみると、便所、浴室、寝室、廊下、玄関など改修箇所にかかわらず、手すりの設置、段差の解消の例が多く、このほかドアの引き戸化、便所では洋式便器化、浴室ではすべり止めや床材の変更、寝室では床材の変更の例が共通してみられる。
- 2 住宅改修の実例及び、保険給付の対象を小規模なものとしざるを得ない制約等を勘案し、保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多くかつ比較的小規模な改修工事とする。
- 3 なお、上記の理由から居宅介護住宅改修費の支給限度額も小規模なものとならざるを得ないが、住宅改修の種類は、多様な居宅の状況に応じて必要な改修を柔軟に組み合わせることができるような工事種別を包括できる設定とする。